加等の観光圏整備事業の効果を適切に評価するための明確な数値目標を立ててその実現を図ること、観光地域づくりに関して地域が目指すべき方向性を企画・立案し、関係者との認識共有及び合意形成を行い、かつ、具体的な事業の実務を適正に実施するために必要な知識及び経験を有する者（以下「観光地域づくりマネージャー」という。）の育成等により継続的・自律的な活動体制を確立すること等を計画期間中の目標とすることが期待される。

(5)　観光圏整備事業及びその実施主体

観光圏整備事業については、民間主体による創意工夫ある取組を尊重しつつ、二1(1)の基本的な方針に沿って、四に定める事項を参照しながら、地域において自主的・自律的に検討及び実施することが期待される。地方公共団体、宿泊事業者、交通事業者、農林漁業者、商工業者等の関係者の役割分担を明確にしつつ、協議会の協議等を経て、個々の観光圏整備事業の効果に関して検討した上で、観光圏整備事業の概要、実施主体及び実施期間を簡潔に列挙することが期待される。

事業の実施主体については、地域における創意工夫に富む効果的な取組の実施の観点から、運輸、宿泊、飲食、物販、娯楽・レジャー、旅行業等の代表的な観光関連産業のみならず、農林漁業、商工業等も含めた地域の幅広い業種間での連携及び協力が期待される。事業の実施に当たっては、その一体的かつ継続的な実施を促進し、もって効果的な観光地域づくりが進められるよう、法人格を有する観光地域づくりプラットフォームが事業の総合的な企画・立案、関係者間の調整、実施状況の管理・評価等を行うことが期待される。

加等の観光圏整備事業の効果を適切に評価するための明確な数値目標を立ててその実現を図ること、観光地域づくりに関して地域が目指すべき方向性を企画・立案し、関係者との認識共有及び合意形成を行い、かつ、具体的な事業の実務を適正に実施するために必要な知識及び経験を有する者（以下「観光地域づくりマネージャー」という。）の育成等により継続的・自律的な活動体制を確立すること等を計画期間中の目標とすることが期待される。

(5)　観光圏整備事業及びその実施主体

観光圏整備事業については、民間主体による創意工夫ある取組を尊重しつつ、二1(1)の基本的な方針に沿って、四に定める事項を参照しながら、地域において自主的・自律的に検討及び実施することが期待される。地方公共団体、宿泊事業者、交通事業者、農林漁業者、商工業者等の関係者の役割分担を明確にしつつ、協議会の協議等を経て、個々の観光圏整備事業の効果に関して検討した上で、観光圏整備事業の概要、実施主体及び実施期間を簡潔に列挙することが期待される。

事業の実施主体については、地域における創意工夫に富む効果的な取組の実施の観点から、運輸、宿泊、飲食、物販、娯楽・レジャー、旅行業等の代表的な観光関連産業のみならず、農林漁業、商工業等も含めた地域の幅広い業種間での連携及び協力が期待される。事業の実施に当たっては、その一体的かつ継続的な実施を促進し、もって効果的な観光地域づくりが進められるよう、法人格を有する観光地域づくりプラットフォームが事業の総合的な企画・立案、関係者間の調整、実施状況の管理・評価等を行うことが期待される。

地域において観光地域づくりプラットフォームを設立・運営するに当たっては、観光地域づくりプラットフォームに関する事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに、複数の観光地域づくりマネージャーを構成員とし、観光地域づくりマネージャーを中心として四に定める事項の確実な実施等を担保するなど、一体的・総合的な観光地域づくりを推進できる体制を整えるものとする。

2　(6)　（略）

その他留意事項

法第四条第三項の規定に基づき、観光圏整備計画は、国土形成計画、国土利用計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画、都市計画等との調和が保たれたものでなければならない。

また、観光圏整備計画の作成に当たっては、社会資本整備に係る計画、環境保全に係る計画等の既存の計画の把握に努めるとともに、関連する計画との調和を保つ必要がある。

このため、観光圏整備計画に他の法律の規定による地域振興に関する計画等に位置づけられた土地や自然環境保全上重要な地域等で行われる事業が含まれる場合には、関係する行政機関等関係者との連絡調整を十分に行い、各種振興計画等や環境保全との調和を保つとともに、農地転用規制等その他の法令の規定による規制等に十分留意することが重要である。

なお、観光圏整備計画に法第九条に規定される農山漁村交流促進事業を定める場合においては、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）の関係規定及び同法第四条第一項の規定に

地域において観光地域づくりプラットフォームを設立・運営するに当たっては、観光地域づくりプラットフォームに関する事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに、複数の観光地域づくりマネージャーを構成員とし、観光地域づくりマネージャーを中心として四に定める事項の確実な実施等を担保するなど、一体的・総合的な観光地域づくりを推進できる体制を整えるものとする。

2　(6)　（略）

その他留意事項

法第四条第三項の規定に基づき、観光圏整備計画は、国土形成計画、国土利用計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画及び都市計画等との調和が保たれたものでなければならない。

また、観光圏整備計画の作成に当たっては、社会資本整備に係る計画、環境保全に係る計画等の既存の計画の把握に努めるとともに、関連する計画との調和を保つ必要がある。

このため、観光圏整備計画に他の法律の規定による地域振興に関する計画等に位置づけられた土地や自然環境保全上重要な地域等で行われる事業が含まれる場合には、関係する行政機関等関係者との連絡調整を十分に行い、各種振興計画等や環境保全との調和を保つとともに、農地転用規制等その他の法令の規定による規制等に十分留意することが重要である。

なお、観光圏整備計画に法第九条に規定される農山漁村交流促進事業を定める場合においては、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）の関係規定及び同法第四条第一項の規定に